札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四六六、二二三円
上記以外の市町村	四五三、〇五六円

〔3～5　略〕

備考　表中の〔　〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四六一、五八九円
上記以外の市町村	四四八、五五七円

〔3～5　略〕

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、第六条の二を除き平成二十九年四月一日から適用する。

2　この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準第六条の二の規定は、平成三十年一月一日から適用する。

告　示

○厚生労働省告示第六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度は、第一表から第十六表までに掲げるとおりとする。	児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度は、第一表から第十四表までに掲げるとおりとする。

第一表　（略）

第二表　慢性腎疾患

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
（略）			
慢性糸球体腎炎	（略）	（略）	（略）
	36	（略）	（略）
	37	フィブロネクチン腎症	蛋白尿がみられる場合、腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合
	38～40	（略）	（略）

区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度
（略）			
慢性糸球体腎炎	（略）	（略）	（略）
	36	（略）	（略）
	（新設）	（新設）	（新設）
	37～39	（略）	（略）